

第十六号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「特定非営利活動法人えどがわエコセンター」を「認定
特定非営利活動法人えどがわエコセンター」に改め、同項に次の一号を加える。
七 一般社団法人みんなの就労センター

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

職員を派遣することができる団体に、一般社団法人みんなの就労センターを追
加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。